

県職員の給与等の報告及び勧告に当たって

愛媛県人事委員会委員長談話

(令和7年10月6日)

本日、人事委員会は、県議会議長及び知事に対し、県職員の給与等について報告を行い、併せてその改定について勧告しました。

本年は、県職員の月例給と特別給（ボーナス）のいずれも民間給与を下回っていることが明らかになりました。このため、初任給を始め若年層に特に重点を置きつつ、その他の職員も昨年に比べて基本給（給料表）を大幅に引き上げるとともに、特別給についても、0.05月分引き上げることとしました。この際、有為な人材を確保し、職員それぞれが安心して職務に精励できる環境を整備していくため、公民給与の比較対象企業規模を引き上げております。

また、自動車等を使用して通勤する県職員に対する通勤手当について、民間や国、他団体の状況等を踏まえ、支給額を引き上げるとともに、駐車場利用に係る手当を新たに設けることとしました。

さらに、今回の報告では、人材の確保・育成に加えて、新たに、定着と「選ばれる」職場の実現について言及しています。各任命権者におかれましては、働くことのやりがいや意義、仕事を通じた成長が実感できる職場づくり、超過勤務の縮減を始めとする働き方改革の推進に一層取り組まれるようお願いします。

人事委員会勧告制度は、労働基本権を制約されている県職員の適正な処遇を確保するためのものであり、県職員の給与を人事委員会勧告に基づいて適切に決定することは、県民から支持され得る納得性のある給与水準を確保するものとして定着しており、県職員の努力や成果に的確に報いるとともに、行政の効率的、安定的な運営に寄与するものと確信しています。

県職員の皆さんには、改めて、全体の奉仕者としての責務を自覚し、県民の公務に寄せる期待と信頼に応えるよう、誇りと使命感を持って一層職務に精励されることを望みます。

県民各位におかれては、人事委員会が行う勧告の意義と県職員が様々な分野で県民福祉の向上に努めている実情について、深い御理解をいただきたいと思います。